

ココスクール東谷小 規約

「名称および目的」

- 第1条 ココスクール東谷小(以下ココスクという)と称し、事務所を東谷小学校に置く。
- 第2条 本会はココスクに関する活動を行う事により、児童がより良く、より安全な学校生活を送れる環境づくりをすることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の各項を実施する。
1 小学校の教育活動を助成する。
2 小学校・家庭・地域と連携し、教育環境の改善・充実を図る。
3 保護者同士の交流の場を設け、親睦を深める。

「会員」

- 第4条 本会は東谷小学校に在籍する児童の保護者、東谷小学校に勤務する教職員をもって構成される。
- 第5条 本会の入会届の提出は求めない。

「組織」

- 第6条 本会は運営スタッフを中心に、全保護者の協力のもと運営される。
- 第7条 運営スタッフは、東谷小学校に在籍する児童の全保護者から有志で募集する。
1 運営スタッフの役職は定めず、分担して会務を行う。
2 運営スタッフの任期は定めない。
- 第8条 本会に顧問を置く。顧問は学校長に委嘱する。
顧問は運営スタッフの相談に応ずる。

「運営」

- 第9条 重要事項については、運営スタッフによる運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。
- 第10条 運営会議の議事は、出席者の半数以上の同意をもって決定する。

「会計」

- 第11条 本会の経費は、東谷小学校PTAの繰越金、寄付金およびその他の収入金をもってこれに充て、原則会員より会費の徴収は行わない。
- 第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第13条 監査は、年1回決算終了後に行う。

「規約」

- 第14条 本会に必要な規約は、運営スタッフ会議で制定する。
- 第15条 本会の規約は、運営スタッフの半数以上の同意をもって改正することが出来る。

「連携」

- 第16条 本会は、東谷中学校、牧の台小学校、北陵小学校と共にココスクールを組織し、必要に応じて連携し、交流を図るものとする。

- 付則 本規約は、2023年4月1日から施行する